○多古町新規就農者収入保険加入補助金交付要綱

(令和6年3月26日告示第20号)

(目的)

第1条 この告示は、自然災害等による農業収入の減少に備え、千葉県農業共済組合が取り扱う農業経営収入保険(以下「収入保険」という。)に加入した新規就農者に対し、多古町補助金等交付規則(昭和39年多古町規則第1号。以下「規則」という。)及びこの告示に基づき、予算の範囲内において多古町新規就農者収入保険加入補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、農業経営の安定化及び就農後の定着を図ることを目的とする。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号 のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 千葉県農業共済組合が取り扱う収入保険に加入している者
 - (2) 町内に住所を有する個人又は町内に主たる事業所を有する法人
 - (3) 就農してから5年以内の者
 - (4) 町税等を滞納していない者
 - (5) 多古町暴力団排除条例(平成24年多古町条例第4号)第2条の各号に規定する暴力団若しくは暴力団員等でない者

(補助対象経費及び補助金の額)

- 第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、収入 保険の保険料及び付加保険料とし、積立金は除く。
- 2 補助対象経費の保険期間は、毎年1月1日から12月31日の間に開始されるものとする。
- 3 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、3万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする者は、多古町新規就農者収入保険加入補助金 交付申請書兼実績報告書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長 に提出しなければならない。
 - (1) 収入保険に加入したことが分かる書類
 - (2) 補助対象経費の支払金額を証する書類
 - (3) 法人の場合は規約又は定款の写し
 - (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 町長は、前条の申請を受理したときは、これを審査して補助金の交付の可否 を決定及び交付額を確定し、その結果を多古町新規就農者収入保険加入補助金交 付決定兼交付額確定(不交付決定)通知書(別記第2号様式)により申請者に通知する ものとする。

(交付請求)

- 第6条 前条の規定により、補助金の交付決定及び交付額の確定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が補助金の交付を請求するときは、多古町新規就農者収入保険加入補助金交付請求書(別記第3号様式)を町長に提出しなければならない。 (交付決定の取消し等)
- 第7条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付 決定を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) この告示の規定に違反したとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、多古町新規就 農者収入保険加入補助金交付決定取消通知書(別記第4号様式)により、交付決定者 に通知するものとする。

(補助金の返環)

- 第8条 町長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に 補助金を交付しているときは、補助金を返還させることができる。
- 2 町長は、前項の規定により補助金を返還させようとするときは、多古町新規就農 者収入保険加入補助金返還請求通知書(別記第5号様式)により、補助金を返還すべ き者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた者は、町長が定める期日までに補助金を町長に返還しなければならない。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第4条関係)

多古町新規就農者収入保険加入補助金交付申請書兼実績報告書 [別紙参照]

第2号様式(第5条関係)

多古町新規就農者収入保険加入補助金交付決定兼交付額確定(不交付決定)通知書

[別紙参照]

第3号様式(第6条関係)

多古町新規就農者収入保険加入補助金交付請求書 [別紙参照]

第4号様式(第7条関係)

多古町新規就農者収入保険加入補助金交付決定取消通知書 [別紙参照]

第5号様式(第8条関係)

多古町新規就農者収入保険加入補助金返還請求通知書 [別紙参照]